

岡山市外国人学校補助金交付要領

(趣旨)

第1条 外国人学校の教育振興を図るため、岡山市において住民基本台帳に記載された者が岡山市内又は岡山市外の外国人学校へ就学している場合に、当該外国人学校が行う事業に対し、予算の範囲内において岡山市外国人学校補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要領に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次条に定める補助事業者が行う教育設備（教材教具及び図書）の充実に関する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次のとおりとする。

岡山朝鮮初中級学校

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受けた者が、当該取消しの日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年を経過していない場合には、補助事業者になることができない。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助事業に要する経費のうち、岡山市教育委員会が別に定める額とする。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。